

旭川市保育料一覧表

(平成28年4月1日現在)

～保育料の算定方法について～

■ 保育料は、市町村民税の課税状況で決定し、算定に用いる課税年度は毎年9月に更新します。

<平成28年度>

【4月】

【9月】

【平成29年8月】

平成27年度市町村民税に基づく保育

平成28年度市町村民税に基づく保育料

※平成27年度市町村民税：平成26年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

※平成28年度市町村民税：平成27年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

(1) 1号認定を受けた子ども

(2) 2号認定・3号認定を受けた子ども

世帯の階層区分		保育料 (月額：円)	保育料(月額：円)						
			3歳未満		3歳以上				
			保育標準時 間認定	保育短時間 認定	保育標準時 間認定	保育短時間 認定			
A	生活保護世帯等又は市町村民税の所得割が非課税の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
B1	A階層を除き、市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下 12,300 (6,150)	2,700 (670)	2,700 (670)	1,800 (450)	1,800 (450)			
B2		77,101円以上 211,200円以下 16,800 (8,400)	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	7,800 (1,950)	7,700 (1,920)	6,600 (1,650)	6,500 (1,620)		
B3		211,201円以上 21,900 (10,950)		11,000 (2,750)	10,800 (2,700)	9,500 (2,370)	9,300 (2,320)		
<備考> 1 同一世帯に満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(小学3年生までの子ども。小学校就学前の子どもについては、保育所や幼稚園などを利用している子どもに限る。)がいるときは、最年長の子どもを第1子として、第2子目の保育料は上表()内の額とし、第3子目以降の保育料は0円とします。 2 B1階層に該当する世帯が、次に掲げる世帯であるときは、保育料を2,200円(第2子目は1,100円)減額します。 (1) 支給認定保護者がひとり親で現に子どもを扶養している世帯 (2) 次の在宅障害児(者)を有する世帯 ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ②特別児童扶養手当の支給対象児 ③障害基礎年金等の受給者				53,000円以上 69,000円未満 14,800 (3,700)	14,500 (3,620)	13,000 (3,250)	12,800 (3,200)		
				C1	48,600円未満(均等割のみ含む)	7,800 (1,950)	7,700 (1,920)	6,600 (1,650)	6,500 (1,620)
				C2	48,600円以上 53,000円未満	11,000 (2,750)	10,800 (2,700)	9,500 (2,370)	9,300 (2,320)
				C3	53,000円以上 69,000円未満	14,800 (3,700)	14,500 (3,620)	13,000 (3,250)	12,800 (3,200)
				C4	69,000円以上 87,000円未満	19,100 (4,770)	18,800 (4,700)	17,000 (4,250)	16,700 (4,170)
				C5	87,000円以上 105,000円未満	24,000 (6,000)	23,600 (5,900)	21,600 (5,400)	21,200 (5,300)
				C6	105,000円以上 123,000円未満	30,200 (7,550)	29,700 (7,420)	27,500 (6,870)	27,000 (6,750)
				C7	123,000円以上 140,000円未満	33,400 (8,350)	32,800 (8,200)	30,700 (7,670)	30,200 (7,550)
				C8	140,000円以上 163,000円未満	36,700 (9,170)	36,100 (9,020)	34,000 (8,500)	33,400 (8,350)
				C9	163,000円以上 193,500円未満	40,000 (10,000)	39,300 (9,820)	37,300 (9,320)	36,700 (9,170)
				C10	193,500円以上 254,000円未満	47,400 (11,850)	46,600 (11,650)	38,500 (9,620)	37,800 (9,450)
			C11	254,000円以上 360,000円未満	54,900 (13,720)	54,000 (13,500)	39,600 (9,900)	38,900 (9,720)	
			C12	360,000円以上 415,000円未満	63,400 (15,850)	62,300 (15,570)	40,800 (10,200)	40,100 (10,020)	
C13	415,000円以上	72,000 (18,000)	70,800 (17,700)	42,100 (10,520)	41,400 (10,350)				

<備考>

- 子どもが3歳になった年度は、年齢区分は「3歳未満」として保育料を決定します。
- 同一世帯に保育所や幼稚園などを利用している小学校就学前子どもがいるときは、最年長の子どもを第1子として、第2子目の保育料は上表()内の額とし、第3子目以降の保育料は0円とします。
- B階層に該当する世帯が、(1)備考2に掲げる世帯であるときは保育料を0円とします。
- C1階層に該当する世帯が、(1)備考2に掲げる世帯であるときは、保育料を2,200円(第2子目は550円)減額します。
- 特別支援保育事業の対象となる子どもの保育料は、上表の保育料の1/2とします。

※ 所得割額は、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除など)の適用前の額となります。

【平成27年3月31日時点で保育所や認定こども園に在籍し、引き続き利用されている方へ】
 平成27年度から年少扶養控除等廃止の影響を避けるための保育料に関する措置が廃止されました。この措置廃止の影響を避けるため、本市では平成27年3月末時点の保育所や認定こども園の在園児のうち次の要件に該当する者について、平成29年8月までの間、独自の経過措置を設けています。
 該当者：税法上の年少扶養親族が3人以上いる方、税法上の16歳～19歳の扶養親族がいる方
 該当者の方については、保育料表に基づく保育料よりも決定された保育料が低い場合がありますので、ご承知おきください。